平成２３年（再イ）第２３号
愛媛県松山市住吉２丁目１番22号
再生債務者　内藤伸一朗
１　決議に付する再生計画案　平成24年１月23日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年２月28日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年２月28日まで
平成24年１月31日　　松山地方裁判所民事部
平成２３年（再イ）第７１号
神戸市西区池上５丁目11番地の14　Ｇ－５号
再生債務者　藤田　京子
１　決議に付する再生計画案　平成24年１月27日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年３月２日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年３月２日まで
平成24年１月31日
神戸地方裁判所明石支部再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成１７年（再イ）第１３号
長崎県大村市三城町725－３　サンスカイ三城Ｂ棟201号
再生債務者　安達　一敏
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成17年８月10日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年１月31日　長崎地方裁判所大村支部
平成１８年（再イ）第９号
愛媛県今治市北日吉町２丁目３－４
再生債務者　越智　康則
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成18年12月22日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年１月31日　松山地方裁判所今治支部
平成１９年（再イ）第２０号
愛媛県今治市北日吉町１丁目７番20号　グランドール北日吉206号
再生債務者　野間　伸隆
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成20年３月26日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年１月31日　松山地方裁判所今治支部
平成２０年（再イ）第９５号
茨城県水戸市塩崎町1418番地
再生債務者　黒澤　　渉
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成21年５月１日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年１月27日　　水戸地方裁判所
平成２０年（再イ）第６２号
岡山県倉敷市船穂町船穂2805番地７
再生債務者　仲田　　繁
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成21年６月16日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年１月31日　岡山地方裁判所倉敷支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第１５号
千葉市稲毛区柏台１番24棟510号
再生債務者　有馬圭二郎
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月13日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年２月13日まで平成24年１月27日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２３年（再ロ）第１００８９号
東京都練馬区高松３－９－４－501
再生債務者　天羽美奈子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月６日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年２月13日まで平成24年１月30日
東京地方裁判所民事第20部
平成２３年（再ロ）第１０１０５号
埼玉県草加市金明町618－１－103
再生債務者　後藤　雄二
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月23日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年２月13日まで平成24年１月30日
東京地方裁判所民事第20部
平成２３年（再ロ）第１００１０号
長崎県長崎市戸石町500番地420
再生債務者　上野　直彦
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月６日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年２月15日まで平成24年１月30日
長崎地方裁判所民事部個人再生係
平成２３年（再ロ）第５号
相模原市緑区中野1412番地３
再生債務者　阿部　定明
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月６日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年２月20日まで平成24年１月30日
横浜地方裁判所相模原支部
平成２３年（再ロ）第１１号
川崎市高津区久末486番地１　プレール日吉台303
再生債務者　古田　邦彦
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年12月13日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年２月21日まで平成24年１月31日
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２３年（再ロ）第８号
広島市安佐南区八木３丁目41番37号
再生債務者　戸川　睦子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月18日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年２月28日まで平成24年１月31日
広島地方裁判所民事第４部
平成２３年（再ロ）第６号
愛媛県松山市志津川町70番地１
再生債務者　門屋　朝子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月27日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年２月28日まで平成24年１月31日　　松山地方裁判所民事部
平成２３年（再ロ）第５号
沖縄県沖縄市高原５丁目21番22号
再生債務者　知花　　淳
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月20日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年２月28日まで平成24年１月31日　那覇地方裁判所沖縄支部
平成２３年（再ロ）第７号
沖縄県沖縄市安慶田５丁目４番13号
再生債務者　津波古充貴
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月24日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年２月28日まで平成24年１月31日　那覇地方裁判所沖縄支部
平成２３年（再ロ）第２号
鳥取県米子市富益町4477番地46
再生債務者　藤本　正男
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年12月26日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年３月１日まで平成24年１月31日　鳥取地方裁判所米子支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第１００８１号
東京都北区浮間２－10－12－407
再生債務者　高嶋　竜太
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年11月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月30日
東京地方裁判所民事第20部